

令和 6 年 6 月 21 日  
公益財団法人日本容器包装リサイクル協会

## 令和 7 年度 分別収集物を申込む際の注意点

当協会では、令和 5 年度より「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」32 条に基づいた再商品化業務を開始しておりますが、一部の市町村等で引き渡しに関するトラブルが多数発生し、再商品化業務に多大な影響を与える事態となりました。

以下にて、実際に発生したトラブルの詳細及び実施していただきたい対応方法をまとめておりますので、分別収集物を当協会に申し込む予定の市町村等においては、必ず内容をご確認のうえ、対策をお願いいたします。また、環境省から発出された参考資料①「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律並びにプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律に基づくプラスチック使用製品廃棄物の適正な中間処理及び再商品化の徹底について（依頼）」も併せてご確認ください。

なお、当協会では市町村等でトラブルが発生した場合、改善計画書を提出していただき、改善計画書の内容が確実に実施されているか確認します。改善の見込みがないと判断した場合は、業務委託契約書や委託契約書に基づき当年度中の引き取りの留保及び次年度以降の申込みをお断りする場合がございます。

### 1. 令和 5 年度に発生したトラブル事例

#### (1) 引き渡しバールの間違い

該当の保管施設は、複数の市町村等の中間処理施設であり、A 市（容リ法における容リプラのみ）を落札している再生処理事業者に誤って B 市（プラ法における分別収集物）のバール引き渡してしまいました。更に B 市の引き渡してしまったバールは、中間処理前のバール（中間処理業者が市のストックヤードから引き取る前に、積載効率を上げるため市のストックヤードで選別無しの圧縮梱包を実施していた）であったため、中に入っていた金属の棒等によって、再生処理事業者の破砕機が損傷する事態が発生しました。

#### (2) 引き渡されたバールに異物や禁忌品の混入及び発煙・発火トラブルの発生

選別をしたバールであっても、再生処理事業者の施設でリチウムイオン電池を含む電子機器等が原因で発煙・発火トラブルが発生。また、靴底、金属片等の異物が検出されました。

#### (3) 指定保管施設ではない場所での引き渡し

当協会の契約では「指定保管施設で引き取ること」となっておりますが、実際の引き渡し場所は指定保管施設から少し離れた別の倉庫で引き渡しがされておりました。

#### (4) バール引き渡し時におけるトラブル及び引き渡し量の乖離

##### ① 落札事業者間の不適正な引き渡し配分

落札の結果によって、ひとつの保管施設を複数の再生処理事業者が落札した場合は、落札量に応じた割合で引き渡すことが必要となりますが、落札量に応じた配分ができておりませんでした。

##### ② バールを引き取りに行った運搬事業者の長時間待機

バールを引き取る際、運搬事業者が長時間待たされることが度々発生し、最長で 13 時間待機させられることもありました。

### ③引き取りの直前の追加、キャンセル

引き取り日の前日等の直前に引き取りを実施する運搬車両の追加やキャンセルが度々発生しました。

### ④トラックへの積込量不足

通常 10 t 車に 32 ベールを積載するところ、半分の 16 ベールしか積まれませんでした。

上記①～③のような状況が発生した場合、再生処理事業者は運搬事業者の配車計画や人員の配置等を含めた操業計画通りの操業が困難となり、また、運搬事業者にその保管施設からの引き取りを断られてしまい、引き取りができなくなる可能性もあります。

以上のようなトラブルが発生した原因として、禁忌品混入防止対策（市民への啓発や中間処理施設での除去）が不十分であったこと、また中間処理施設への管理そのものが不十分であったことが原因であると考えられます。

特に分別収集物を引き渡す場合、禁忌品を含む異物が増加する可能性があり、従来の容リプラを引き渡す以上の対策、管理が必要となります。

## 2. 市町村等に実施していただきたい事項

### (1) 製品プラの収集品目の選定

製品プラの収集品目を選定するにあたり、環境省の「プラスチック使用製品廃棄物の分別収集の手引き」を参考にすることになりますが、手引きにある「含めてはいけないもの」の混入防止について十分な啓発を行っていただくとともに、住民の排出状況や中間処理施設での選別状況を踏まえ、収集品目は慎重に決定してください。

特に、収集対象をプラ 100%のものに限定せず、玩具や一部金属が付属しているプラスチック製品等「原材料の大部分がプラスチックであるもの」を収集対象としている場合は、リチウムイオン電池を含む電子機器等や、金属等の異物が増加する可能性があります。これらの異物の混入を防止するため、市民啓発や中間処理施設での確実な除去を徹底してください。

リチウムイオン電池を含む電子機器等の混入防止が徹底できない場合は、別の対応策として「原材料の全部（100%）がプラスチック製のもの」だけを収集対象にすることや、「リチウムイオン電池及びリチウムイオン電池内蔵製品のごみステーションでの分別収集」等を実施してください。

### (2) 中間処理施設の管理

中間処理施設では、分別収集物の選別及び保管を適正に行い、適切に処理がされているか市町村自ら管理してください。特に中間処理施設が、他の市町村と同じ施設で中間処理・保管を行う場合、他市町村の収集されたプラスチックや出来上がったベールが混入しないよう区分け処理・区分け保管の徹底をして、引き渡すベールに間違いが発生しないよう対応してください。

また、中間処理施設の能力（適切に選別をされたベールを作ることが可能な能力）を把握し、収集する分別収集物の量が中間処理施設の能力を上回る場合は、新たな中間処理施設への変更や中間処理施設の追加を実施してください（例えば、1,000 t の処理能力を持つ中間処理施設が 2,000 t を処理することになった場合、適正な選別や管理がされていないベールを再生処理事業者に引き渡すことになり、異物の増加や、引き渡しベールの間違いも発生する可能性があります）。

特に中間処理施設が委託先且つ複数の市町村の中間処理を実施している場合、年度ごとの契約によって中間処理を実施する市町村数が増減する可能性があります。必ず該当の中間処理施設の委託量を確認し、委託量が処理量を超える場合は、委託をした市町村間で委託量が処理量に収まるよう

調整をしてください。

更に運搬事業者の長時間待機の防止や、複数の再生処理業者が落札した場合の振り分けに乖離が出ないように、引き渡しに関する管理業務を中間処理施設に一任するのではなく、市町村担当者が自ら管理し、中間処理施設、再生処理事業者と連携して業務を実施してください。

### (3) 市民啓発の実施

ホームページや広報誌での周知や説明会の実施等、効果的な住民啓発を実施し、リチウムイオン電池を含む電子機器等に代表される禁忌品の混入防止に努めていただくようお願いします。

住民が排出した禁忌品を、中間処理施設で全て除去することはできません。効果的な住民への啓発を実施し、禁忌品を排出しないような対策を実施してください。

なお、当協会のホームページに、リチウムイオン電池を含む電子機器等の混入防止事例集やポスター、チラシ、YouTube 動画等をご用意しておりますので、是非ご活用ください。

容リ協会ホームページ : <https://www.jcpra.or.jp>

### (4) 中間処理施設での禁忌品及び異物の除去

リチウムイオン電池を含む電子機器等に代表される禁忌品の除去を徹底してください。

また、住民からのプラスチックの収集量と中間処理施設で出来上がった分別収集物の量から、残渣率の平均値を把握する等、中間処理施設で適正な異物除去が実施されるよう管理してください。平均値を下回るようであれば、選別が行き届いていない場合がありますので、日頃より管理してください。

### (5) 市町村等による品質調査の実施

容リプラと製品プラの比率を明確にするため、品質調査を実施のうえ、申込みを行ってください。

品質調査の実施は、組成比率の把握だけでなく、異物や禁忌品の混入状況を把握し、今後の市民啓発や中間処理での対策を実施するうえでも有効な方法となります。

トラブルなく引き渡しを開始できるモデル事例としては、上記の対策を実施したうえで、一部地域で実証試験を開始し、試験期間に品質調査を実施して当協会に申込み場合です。

予算請求等の事前準備までを勘案すると、当協会に申込みまでに約2年かかる場合も想定されますので、スケジュールに余裕を持ち、十分な準備をしたうえで当協会に申込みようお願いいたします。

以上

環循総発第 2404252 号  
令和 6 年 4 月 25 日

都道府県一般廃棄物担当部（局）長 殿

環境省環境再生・資源循環局  
総務課容器包装・プラスチック資源循環室長

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律並びにプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律に基づくプラスチック使用製品廃棄物の適正な中間処理及び再商品化の徹底について（依頼）

日頃より、循環型社会や脱炭素社会の実現、海洋プラスチック問題の解決などに向けて、各都道府県及び市区町村（一部事務組合等を含む、以下同じ。）においてプラスチック使用製品廃棄物の分別収集・再商品化に向けた取組を推進いただき、心より御礼を申し上げます。

プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和 3 年法律第 60 号、以下「プラスチック資源循環促進法」という。）の施行から 2 年が経過し、令和 6 年度末には、プラスチック資源循環促進法に基づき、容器包装のみならず製品も含めたプラスチック使用製品廃棄物の再商品化を実施する市区町村数は約 100 となる見込みです。こうした先駆的な市区町村の取組によりプラスチックの資源循環が進展しているものと考えています。

さて、プラスチック使用製品廃棄物の分別収集量が拡大していることも背景として、市区町村による選別・圧縮・梱包等の中間処理段階での不適正な処理等が散見されます。これらの事案を教訓として、適正な中間処理及び再商品化の実施に向け留意いただきたい点を下記のとおりまとめましたので、管下市区町村に速やかに伝達いただくとともに、取組の徹底をお願いします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

## 記

### 1. 不適正事案の概要

令和 5 年 4 月にある市区町村が引き渡した廃プラスチックベールを、再商品化事業者が施設内設備に投入したところ、金属の棒（直径 3 センチ、長さ 30 センチ程度）の混入により破砕機の刃が破損する事故がありました。同ベールには、引取り予定の市区町村とは異なる市区町村の指定収集袋が未破袋で入って

いたほか、異物も多く検出されました。また、他の再商品化事業者では、ベール内へのリチウム電池内蔵製品の混入による発煙トラブルも発生しました。

本事案の原因としては、中間処理事業者が複数の市区町村から中間処理の委託をされており、自ら管理できる量を超えて処理を実施していたこと、市区町村による監督が十分ではなかったこと等が挙げられ、異物の除去や市区町村ごとの適切な管理が徹底されていなかったと考えられます。

## 2. 適正な中間処理及び再商品化の確保に向けたポイント

プラスチック使用製品廃棄物を新たに分別収集するなど分別収集量の拡大を図る際には、

(1) 自ら又は委託先を確保して中間処理を行い、再商品化事業者に引き渡す方法、

(2) プラスチック資源循環促進法第33条に基づく再商品化計画の認定を活用することで、市区町村による中間処理工程の一体化・合理化を行い、直接再商品化事業者に廃プラスチックを運搬し、再商品化する方法

のいずれかが選択肢となります。中間処理や再商品化を適正に行うために留意いただきたい事項をそれぞれ以下のとおりまとめましたので、業務の実施に当たって参考としてください。

### (1) 自ら又は委託先を確保して中間処理を行う場合

自ら又は委託先を確保して中間処理を行う場合には、以下の点に留意して適切に中間処理を実施してください。新たな中間処理事業者への委託や中間処理委託量の変更等、これまでと異なる対応を行う場合には、中間処理事業者と綿密に連携を取り、事業が安定するまで丁寧に指導を行うことも重要です。

#### ① 中間処理事業者の確保

- ・短期的に適切な中間処理事業者が確保できない場合は、委託予算の積増し、自区内での中間処理業者の誘致等の対応策も検討すること。なお、民間事業者に対するリサイクル設備の導入補助事業等の財政支援措置の活用も考えられるので、環境省環境再生・資源循環局総務課容器包装・プラスチック資源循環室まで御相談ください。
- ・中間処理事業者の選定に当たっては、機器の処理能力のみならず、ベールの保管場所や運搬車の引渡し場所及び待機スペース等を確認すること。また、廃プラスチック以外の資源を扱う事業者の場合は、他の資源の動線や保管場所もあわせて確認すること。
- ・市区町村が委託する中間処理事業者に関して、その中間処理事業者が複数

の市区町村の委託を受け中間処理を行う場合は、各市区町村からの受入量を中間処理事業者とともに確認をし、無理のない受入量となっているかどうかを確認すること。

- ・市区町村と中間処理事業者の委託契約後に新たに処理の委託を受けた結果、中間処理事業者の管理能力を超え円滑な処理に支障を来す可能性が考えられる。そのため、中間処理事業が新たな委託契約を結ぶ際には、事前に市区町村に相談・連絡する等の取決めを結ぶこと。

## ②中間処理の運用面での対応

- ・中間処理事業者により異物の除去や廃プラスチックベールの適切な管理が行われるよう、監督を行うこと。なお、抜き打ちで中間処理事業者の立入検査を実施することも考えられる。
- ・中間処理事業者において、複数の市区町村の中間処理・保管を行っている場合には、市区町村及び工程（処理前・処理後等）ごとに保管場所や処理ラインを分ける等の対策を行うこと。なお、市区町村や工程ごとに色の異なるビニールひもをベールに巻き、区別しやすくする方法等をあわせて実施すること。
- ・各自治体から中間処理事業者への引渡し量の時期的な変動があること（特に年始は回収量が増加する傾向がある。）を前提に、事前に中間処理事業者と調整の上、年間の処理・保管等に係る計画を作成すること。

## (2) プラスチック資源循環促進法第 33 条に基づく再商品化計画の認定を活用する場合

認定再商品化計画に基づく分別収集・再商品化については、引き続き市区町村が統括的な責任を有するものであり、市区町村は、再商品化の実施の状況を把握するために必要な措置を講じるとともに、計画に沿った再商品化が実施されるよう管理する必要があります。

特に、再商品化事業者によりリチウムイオン電池等の再商品化を著しく阻害するものの混入する可能性を低減するため、市区町村による市民への異物混入防止に向けた周知・啓発の強化、収集段階での除去等の対策の実施、再商品化事業者による異物選別の強化等、市区町村と再商品化事業者でよく連携し、対応を検討してください。

再商品化計画の認定の申請を行う場合、申請書類の事前相談等を完了させた上で、下記期日を目途に申請が必要となります。計画開始までは1年以上かかりますので、早めに検討を開始していただき、不明点等があれば環境省各地方環境事務所資源循環課まで御相談ください。

	再商品化事業者が指定法人のプラスチック製容器包装の登録再生処理事業者の場合	再商品化事業者が指定法人のプラスチック製容器包装の登録再生処理事業者ではない場合
分別収集物にプラスチック容器包装廃棄物を含む場合	再商品化計画を開始する前年度の6月末	再商品化計画を開始する前年度の6月末
分別収集物にプラスチック容器包装廃棄物を含まない場合	再商品化計画を開始する前年度の6月末	再商品化計画を開始する日の3ヶ月前

なお、再商品化計画の申請等に関して、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律に係る再商品化計画の認定申請の手引き（令和5年1月）」<sup>1</sup>に詳細を記載していますので、そちらも御参照ください。

以上

<連絡先>

環境省 環境再生・資源循環局  
 総務課容器包装・プラスチック資源循環室  
 電話：03-5501-3153  
 メール：plastic-circulation@env.go.jp  
 担当： 朽網、喜久川、澤田、福武

<sup>1</sup> 「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律に係る再商品化計画の認定申請の手引き（令和5年1月）」の掲載ページ  
[https://plastic-circulation.env.go.jp/wp-content/themes/plastic/assets/pdf/tebiki\\_saishohinaka\\_ninteishinsei\\_1.1\\_.pdf](https://plastic-circulation.env.go.jp/wp-content/themes/plastic/assets/pdf/tebiki_saishohinaka_ninteishinsei_1.1_.pdf)